

# ものづくり創出支援事業補助金

## 募集要項

### 【募集期間】

令和元年6月25日(火)～令和元年12月27日(金)の期間で随時募集  
(ただし、予算額に達した時点で募集終了となります。)

#### 【申請前に必ずご一読ください】

- 「開発の芽育成支援事業」と「製品・技術事業化支援事業」の申請期限は9月30日(月)までとなります。
- 本事業では、事業計画書等の申請書類を審査し、より優れた事業提案を採択します。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。
- 事業計画書作成にあたっての不明点は、室蘭テクノセンターまでお問い合わせください。
- 事業内容や対象経費の内容を確認する必要があるため、応募書類をご提出いただく前に、必ず事前にご相談ください。
- 本事業の事業実施期間は、原則として交付決定日から2020年2月28日(金)まで、実績報告書の提出期限は2020年3月6日(金)となります。

#### 【応募・問い合わせ先】

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号  
公益財団法人室蘭テクノセンター 企業支援課  
TEL 0143-45-1188 FAX 0143-45-6636  
URL <http://www.murotech.or.jp/>

- ・ 申請書類は当センターホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請書類の提出については、郵送または持参とします。

## 1. 事業の目的

室蘭市、登別市に蓄積された技術・人材その他産業資源を活用しつつ、起業化から新分野展開、経営革新、技術研修支援まで幅広く対応し、一体化した支援を行うことにより、新製品・新技術の開発、新分野の展開や新事業の創出を促進するとともに中小企業の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とします。

## 2. 補助対象者

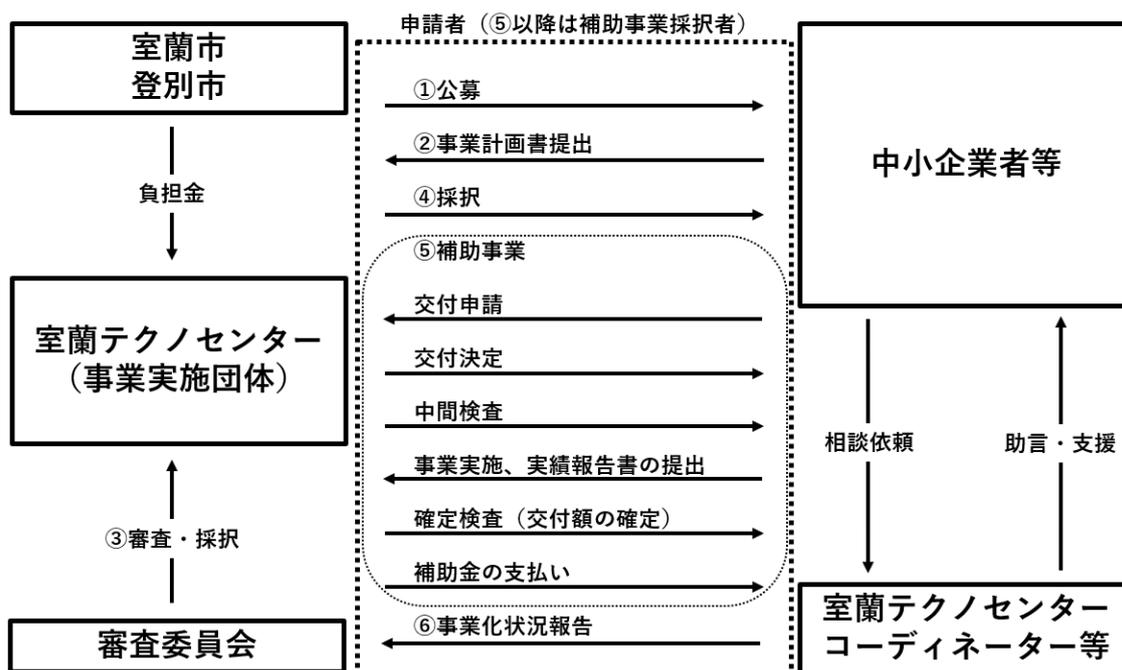
本補助金の補助対象者は室蘭市、登別市に事業所を置く中小企業者に限ります。

本事業における中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する者をいいます。また、中小企業者等とは、中小企業者のほか、室蘭工業大学等の研究機関を含めるもの、任意の団体とは、構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者で、かつ3分の2以上が室蘭市、登別市の企業で組織されている団体をいいます。

## 3. 補助対象事業について

事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であることを要件とします。

## 4. 事業のスキーム



※本事業は室蘭市、登別市の協力をもって実施するものです。本事業に係る資料等は室蘭市、登別市と共有します。

※2019年度より、開発系事業(開発の芽育成支援、製品・技術事業化支援、商品化推進支援)以外の事業は、円滑な事業実施のため②～④の手続きを省略し、交付申請書の書面審査のみとします。

## 5. 審査等について

### (1) 審査方法

#### ① 全事業共通

○事業計画書等の申請書類に基づき審査し、より優れた事業計画を採択します。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。

#### ② 開発の芽育成支援事業、製品・技術事業化支援事業、商品化推進支援事業

○上記3事業については、室蘭市、登別市、室蘭工業大学その他外部有識者等による審査委員会において事業内容を審査します。

○審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

### (2) 審査結果の通知

#### ① 開発の芽育成支援事業、製品・技術事業化支援事業、商品化推進支援事業

○採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を当センターから文書にて通知します。

※審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

○上記採択通知の後、交付申請に係る所定の手続きを行っていただきます。

#### ② 上記以外の事業

○審査の結果、補助事業として適当と認められた場合に、交付決定通知を行います。

### (3) 案件採択の公表

○採択（※交付決定含む。以下同じ。）となった場合には、企業名、代表者名、住所、事業計画名等を公表することがあります。

### (4) その他

○採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

## 6. その他

(1) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る経費は補助対象とはなりません。

(2) 本事業終了後3年間は、事業の成果について事業化状況の報告義務があります。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集作成等への協力をお願いする場合がありますのでご注意ください。

(3) 補助事業実施期間中に不明点等が発生した場合は、必ず当センターにご相談ください。

# ものづくり創出支援事業メニュー

## 1. 開発の芽育成支援事業

### ○補助対象事業

事業化等の可能性のある製品・技術の新規開発又は大幅な改善に対する調査研究事業又は基礎技術確立事業等。なお、製品の完成・出荷、新技術の確立が認められる場合を除くものとする。

### ○補助対象者

中小企業者等及び任意の団体

### ○補助限度額

対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料、負担金、労務費等）の補助率

1年目 4/4以内、限度額80万円 2年目 3/4以内、限度額60万円

（室蘭工業大学との共同研究は、42万円を限度として加算できる）

## 2. 製品・技術事業化支援事業

### ○補助対象事業

市場投入の実現性が高い新製品・新技術の開発又は既存製品・技術の大幅な改善を行う研究開発事業等。

### ○補助対象者

中小企業者等及び任意の団体

### ○補助限度額

対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、機械装置費、手数料、労務費等）の2/3以内、限度額200万円

（室蘭工業大学との共同研究は、42万円を限度として加算できる）

## 3. 商品化推進支援事業

### ○補助対象事業

- （ア）マーケティング調査、消費者ニーズ調査などの需要調査等
- （イ）新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等
- （ウ）食品に関する開発であって、以下のいずれかに該当するもの
  - ・新商品・新製品の開発
  - ・既存商品・製品の大幅な改善
  - ・マーケティング調査、デザイン開発を行う調査研究事業

### ○補助対象者

中小企業者等及び任意の団体

### ○補助限度額

対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料等）の3/4以内。（ア）、（イ）の限度額は100万円、（ウ）の限度額は30万円。ただし、食品に関するパッケージデザイン開発において、室蘭地域（室蘭、登別、伊達）以外の企業へ発注する場合は補助対象経費の2/3以内。

## 4. 市場開拓支援事業

### ○補助対象事業

- （ア）製品・技術に関わる展示会等の出展
- （イ）製品・技術に関わるホームページ掲載画像企画・作製又は紹介パンフレット作成等
- （ウ）製品・技術に関わる公的商談会又は同等の商談会などへの派遣等

### ○補助対象者

中小企業者等及び任意の団体

○補助限度額

- (ア) 対象経費（旅費交通費、使用料及び賃借料、出展料、展示工事費、輸送費、印刷費、委託料等）の1/2以内、限度額50万円（海外出展は20万円まで加算可）
- (イ) 対象経費（委託料等）の1/2以内、限度額30万円（外国語のものは10万円まで加算できる）。ただし、室蘭地域以外の企業へ発注する場合は補助対象経費の1/3以内。
- (ウ) 対象経費（旅費交通費等）の1/2以内、限度額5万円（海外派遣は5万円まで加算可）

## 5. ものづくり創業支援事業

○補助対象事業

ものづくりに関する事業展開のための事務所経費を助成

○補助対象者

創業間もない中小企業（2年以内）

○補助限度額

対象経費（光熱費（基本料金のみ）、通信運搬費（基本料金のみ）、賃借料（家賃・事務機器賃借）等）の1/2以内、限度額月5万円、補助事業の期間は2ヵ年以内

## 6. ものづくり技術・技能習得研修支援事業

○補助対象事業

技術・技能・デザイン開発などの習得のための先進企業や試験研究機関への技術者派遣又は専門技術者招聘等による人材教育、研修事業等。

○補助対象者

中小企業者及び任意の団体

○補助限度額

対象経費（報償費、旅費交通費、研修費等）の1/2以内、限度額40万円

## 7. ものづくり資格取得支援事業

○補助対象資格

技能士、その他別表に定める資格

○補助対象者

中小企業者

○補助限度額

対象経費（旅費交通費、検定料（講習受講に係る費用は除く）、手数料等）の1/2以内、限度額10万円

ただし、上記の補助対象経費は合格発表前に申請し、且つ技能検定に合格した者の経費とする。また、新規取得のみを対象とする。

## 8. 検査測定支援事業

○補助対象

新商品・新製品又は商品・製品の大幅な改善に係る性能検査のために実施する、試験研究機関の検査・測定機器の使用又は試験依頼

○補助対象者

中小企業者

○補助限度額

対象経費（使用料、手数料（講習受講に係る費用は除く）等）の1/2以内、限度額5万円